

(別表1)

事業継続力強化支援計画

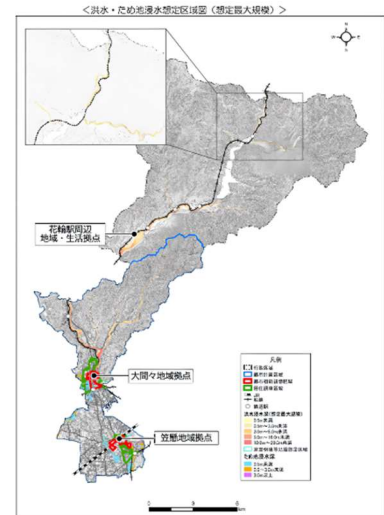
事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等のリスク

(洪水：ハザードマップ)

- ・当市のハザードマップによると、渡良瀬川の想定最大規模降雨（72時間総雨量812mm）時、沿岸低地（大間々町・東町の一部）で最大10.0m～20.0m未満の極めて深刻な浸水が予想されている。市内全建物の約11.4%にあたる4,388棟で浸水被害が想定され、うち132棟（0.4%）は3.0m以上の致命的な被害を受ける。また、大間々町・笠懸町の市街地広範囲で0.5m～3.0mの浸水が想定されており、設備・備品・在庫の冠水リスクが高い。なお、ため池決壊時には、笠懸町や大間々町の一部で3.0m以上の浸水被害が生じる区域が存在する。
- ・商工業者へのリスクとしては、浸水想定区域には主要県道や緊急輸送道路が含まれ、道路寸断による原材料調達および製品出荷の停止（物流麻痺）が想定される。直接的な浸水被害を免れた事業所においても、従業員の被災・出勤困難やライフラインの遮断により、長期間の操業停止を余儀なくされるリスクがある。



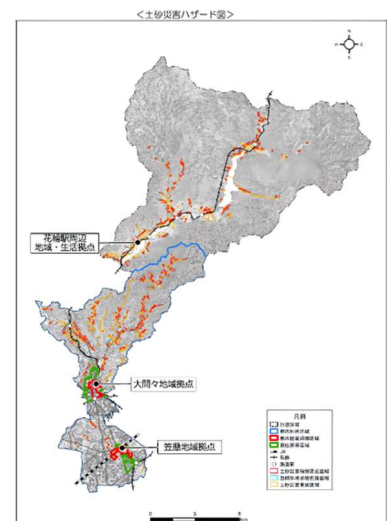
■洪水・ため池浸水想定区域に含まれる建物棟数

	浸水深3.0m以上にかかる建物	浸水深3.0m未満にかかる建物	浸水の影響がない建物	合計
市全体	132棟	4,256棟	34,189棟	38,577棟
割合	0.4%	11.0%	88.6%	100.0%

(出典：みどり市立地適正化計画（R7.12月）より引用)

(土砂災害：ハザードマップ)

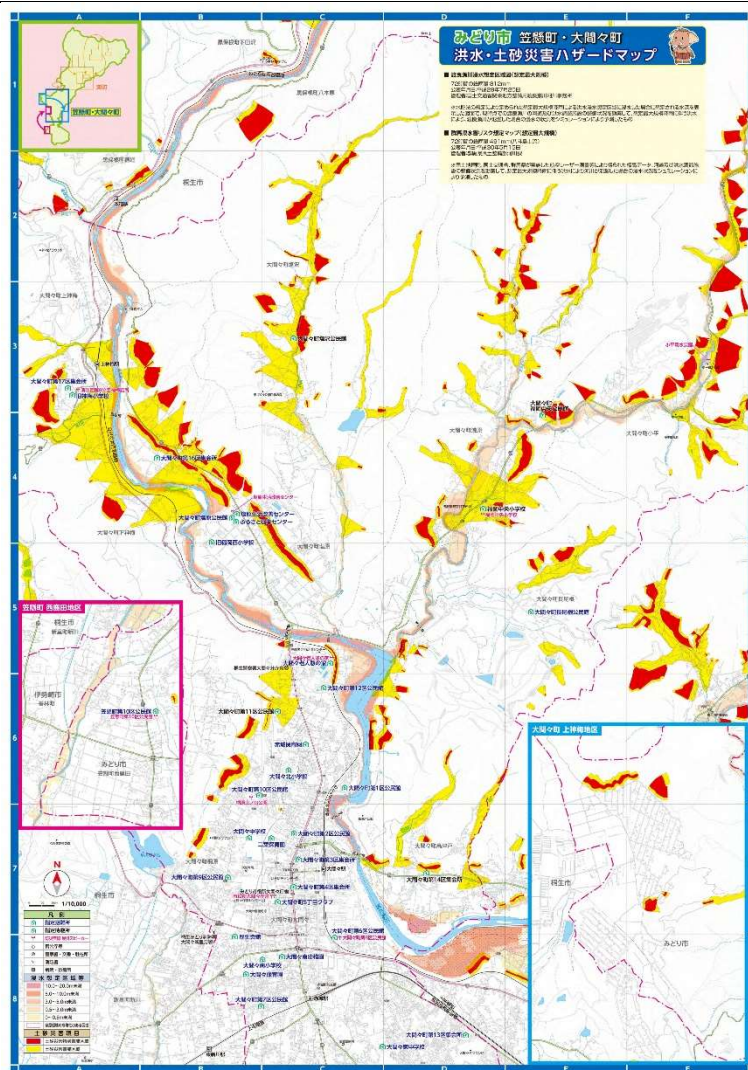
- ・当市のハザードマップによると、東町（小中・沢入地区等）および大間々町・笠懸町の山際部は、土石流や急傾斜地崩壊の恐れがある「土砂災害警戒区域（イエロー）」、「特別警戒区域（レッド）」に指定されている。市内全建物のうち、特別警戒区域等にかかる建物は約1.1%、警戒区域にかかる建物は約4.2%に及ぶ。
- ・商工業者へのリスクとしては、土砂の流入による店舗・工場の全半壊や事業資産の完全損失といった致命的な被害が懸念される。また、土砂災害で主要道路が閉塞した場合、特に東町地区が孤立し、従業員の通勤不能や客足の途絶を招く。また、復旧工事に伴う通行規制が長期化することで、物流網の切断によるサプライチェーンの完全停止という深刻なリスクを抱えている。



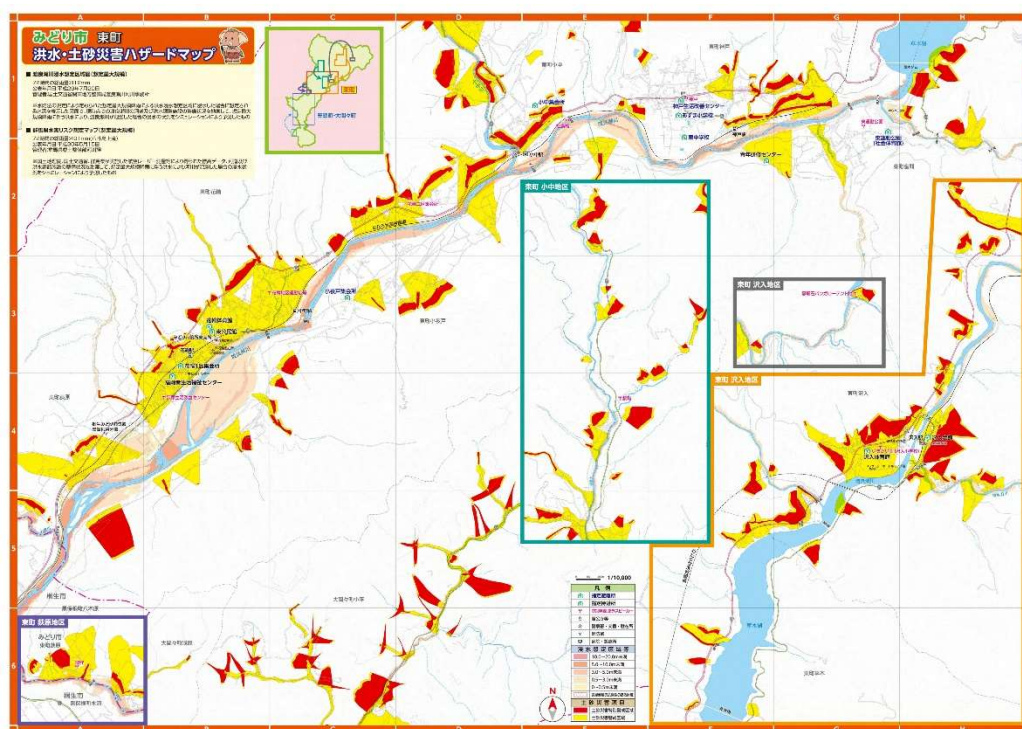
■土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域等に含まれる建物棟数

	土砂災害特別警戒区域等にかかる建物	土砂災害警戒区域にかかる建物	土砂災害の影響がない建物	合計
市全体	423棟	1,616棟	36,538棟	38,577棟
割合	1.1%	4.2%	94.7%	100.0%

(出典：みどり市立地適正化計画（R7.12月）より引用)



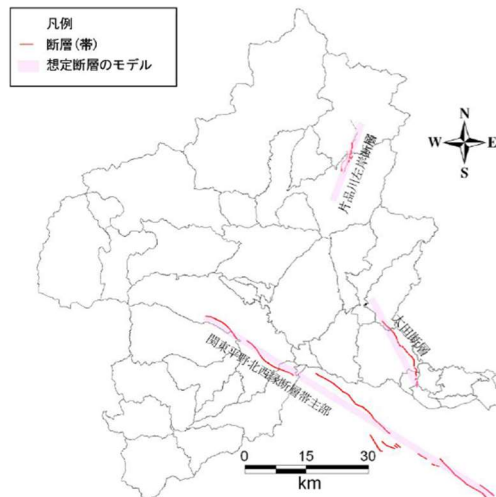
(出典：みどり市総務部防災危機管理課／洪水・土砂災害ハザードマップ【笠懸町・大間々町】)



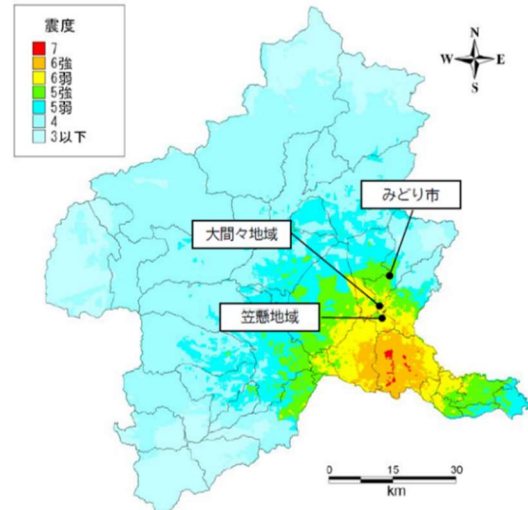
(地震：群馬県地震被害想定調査／J-SHIS)

- 群馬県地震被害想定調査による「太田断層によって想定される地震(M7.1)」では、市南部(笠懸・大間々地域)で震度6弱～6強が予測されている。甚大な人的被害に加え、建物倒壊等の深刻な物的被害のリスクがある。

■被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図



■太田断層による地震の想定震度(マグニチュード7.1)



(出典：群馬県地震被害想定調査(H24.6月))

- 地震ハザードステーション(J-SHIS)の「確率論的地震動予測地図」によると、笠懸町では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が5.3%とされ、市内で最も高い発生確率を示している。特に南部平坦地の堆積層による揺れの増幅が懸念される。商工業者へのリスクとしては、店舗什器の転倒や在庫損壊、製造業における精密機械の故障、電力停止に伴う操業不能に加え、国道50号の寸断による物流停止が地域経済へ波及する恐れがある。
- 渡良瀬川の河岸段丘上に位置する大間々町(4.7%)では、笠懸町に比べ低減するものの、依然として高い確率を示す。密集した商工業エリアにおける建物同士の接触や旧基準の店舗・倉庫の半壊・全壊といった直接的な資産被害が懸念される。
- 一方、岩盤主体の山間地である東町(2.2%)では、確率は相対的に低いが、地質特性上、急傾斜地の崩壊や事業所へのアクセス道路である国道122号の路盤崩落による道路寸断が想定される。建物被害以上に、供給網遮断による「長期的孤立」が最大の経営リスクとなる。

■みどり市内3地点の地震ハザード評価一覧

地点	今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率	主な影響地震
笠懸町(鹿付近)	5.3%	太平洋プレートのプレート間及びプレート内の地震
大間々町(大間々付近)	4.7%	主要活断層帯に発生する固有地震
東町(花輪付近)	2.2%	主要活断層帯に発生する固有地震

(出典：地震ハザードステーション(J-SHIS)「確率論的地震動予測地図地震ハザードカルテ2024年基準」を商工会で再編)

(感染症、サイバー攻撃等)

- 新型インフルエンザ等の感染症の急速な蔓延は、従業員の罹患や外出自粛に伴う労働力不足、売上の急減、資金繰りの悪化を招く。市民の健康被害に加え、経済活動の停滞が当市の経済基盤を支える商工業の存続に重大な影響を及ぼす。
- 製造業のDX進展に伴い、ランサムウェア等の攻撃による機密情報の漏洩や生産管理システムの停止リスクが急増している。自社が「踏み台」となり、取引先へ被害を拡大させるサプライチェーンの連鎖停止リスクへの対策が、事業継続上の喫緊の課題となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,030 者（みどり市商工会管内 987 者／笠懸町商工会管内 1,043 者）
- ・小規模事業者数 1,639 者（みどり市商工会管内 817 者／笠懸町商工会管内 822 者）
（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は 8 者）

【内訳】

業種		商工業者	小規模事業者 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)		備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	農林漁業	16	13		
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1		
	建設業	245	240	(1)	東町に石材加工業が多い
	製造業	396	354	(5)	
	電気・ガス・熱供給・水道業	14	13		
	情報通信業	11	8		
	運輸業、郵便業	49	31		
	卸売業、小売業	538	366		大間々町の国道 122 号沿いに集中
	金融業、保険業	25	19	(1)	
	不動産業、物品賃貸業	125	122		
	学術研究、専門・技術サービス業	52	43		
	宿泊業、飲食サービス業	203	142		
	生活関連サービス業、娯楽業	189	164		
	教育、学習支援業	38	28		
	医療、福祉	29	27	(1)	
	複合サービス事業	6	4		
	サービス業（他に分類されないもの）	93	64		
合計		2,030	1,639	(8)	

【商工会別内訳】

業種		商工業者		小規模事業者	
		みどり市商工会管内	笠懸町商工会管内	みどり市商工会管内	笠懸町商工会管内
商 工 業 者	農林漁業	7	9	6	7
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	1	0
	建設業	118	127	115	125
	製造業	155	241	143	211
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	8	5	8
	情報通信業	4	7	4	4
	運輸業、郵便業	23	26	18	13
	卸売業、小売業	280	258	204	162
	金融業、保険業	9	16	5	14
	不動産業、物品賃貸業	64	61	63	59
	学術研究、専門・技術サービス業	24	28	19	24
	宿泊業、飲食サービス業	109	94	81	61
	生活関連サービス業、娯楽業	105	84	94	70
	教育、学習支援業	16	22	11	17
	医療、福祉	14	15	13	14
	複合サービス事業	4	2	3	1
	サービス業（他に分類されないもの）	48	45	32	32
合計		987	1,043	817	822

※この集計表は、総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス・活動調査」の調査票情報をもとに、群馬県が独自集計したデータを引用

(3) これまでの取組

当市の取組

- ・みどり市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（毎年）
- ・ハザードマップ（洪水・土砂災害）の作成・配布による災害リスクの可視化
- ・災害時における物資供給・応急復旧に関する協力協定の締結（官民連携）
- ・事業者向け BCP（事業継続計画）の普及・啓発

みどり市商工会・笠懸町商工会の取組

- ・発災時における会員事業者の被災状況把握および市への報告
- ・事業継続力強化に関する国・県の支援施策の提供
- ・会員事業者に対する「事業継続力強化計画」の普及および策定支援
- ・会員向け保険・共済制度の周知と加入促進
- ・市主催の防災訓練への参加・協力

事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・会員事業者への BCP 策定促進チラシの配布（年 1 回）
- ・事業継続力強化計画の策定に係る指導 5 者
- ・損害保険加入 4 者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

支援体制の未確立

- ・商工会自体の BCP（事業継続計画）は策定済みである。しかし、発災時における商工会職員の具体的な行動規範が組織内に浸透していない。そのため、いざ災害が起きた際に、迅速な被災状況の把握や会員事業者への適切な支援が行えない恐れがある。

事業者の取組実態の把握不足

- ・管内の小規模事業者の取組状況を十分に把握できていない。現状は中小企業庁公表の「認定企業一覧」を確認するとどまり、認定未取得者を含む多数の事業者の検討段階や課題を把握する体制が未整備である。この情報不足により、事業者の実態に即した能動的な策定支援が困難となっている。

小規模事業者の防災意識の低さと策定支援の不足

- ・当市では、渡良瀬川の氾濫による大規模な浸水被害、太田断層による震度 6 強クラスの地震発生が予測されている。こうした甚大なリスクがある一方で、事業継続力強化に取り組む（事業継続力強化計画認定）小規模事業者は管内全体でわずか 8 者にとどまる。小規模事業者にとって防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、災害リスクの把握も不十分であるため計画的な普及啓発と策定支援が急務である。

リスクファイナンスに関する専門知識の不足

- ・災害後の早期復旧には、保険や共済による資金確保が不可欠である。しかし、それらの必要性を分かりやすく説明したり、個別の事業者にも最適な資金繰り支援を提案したりできる専門知識を持った職員が不足している。

【対策】

実態把握の徹底と伴走型支援の実施

- ・経営指導員による巡回指導や窓口相談の機会を捉え、会員への BCP 取組状況を把握する。国の認定状況の確認だけでなく、アンケートや直接の聴き取りを通じて、事業者の実態に即した策定支援を行う。あわせて、商工会職員向けに研修会等を開催し、防災・減災、損害保険、リスクファイナンス等に関する専門知識の習得および最新情報の収集に努める。

関係機関との連携による組織的な支援体制の構築

- ・みどり市（商工課・防災危機管理課）、および両商工会で構成する「連絡協議会」を年 1 回以上開催し、最新のハザードマップ情報や支援方針を共有する。また、他地域の商工会や群馬県商工会連合会とも連携し、効果的な支援事例の共有や職員の支援能力向上を図るための研修会を実施する。

外部専門家等の活用による普及啓発の推進

- ・保険・共済や資金繰り、サイバー攻撃対策などの専門的な課題に対しては、中小機構、金融機関、損害保険会社などの外部機関と連携する。セミナーの開催や専門家派遣を活用し、事業者が抱える具体的なリスクに対する解決策を提示する。

広報媒体を活用した多角的な周知・啓発

- ・会報、市広報、ホームページなどを活用し、自然災害が事業に与える影響、国の支援策、保険加入の重要性を繰り返し発信する。また、実際に事業者 BCP を策定した事業者の好事例を紹介し地域全体の防災意識の底上げを図る。

3 目標

リスク認識の普及啓発

- ・ハザードマップ等を活用し、自然災害等のリスクが事業活動に与える影響を認識させ、事前対策の必要性を周知する。単なる知識提供にとどめず、設備・在庫の損壊や物流寸断が自社の経営に与える具体的影響を把握させる。

事業者 BCP の策定・フォローアップ支援

- ・アンケートや聴き取りを通じ、未策定事業者の課題を抽出した上で、経営資源の把握・整理を含む実効性のある事業者 BCP の策定と定期的な見直しを支援する。特に小規模事業者数の多い製造業を重点支援対象とし、1 者の被災が地域全体の産業停止（サプライチェーンの毀損）につながるリスクを最小限に抑える。

リスクファイナンスの取組の促進

- ・被災後の早期再建には資金の確保が不可欠である。損害保険や共済への加入促進を通じて、事業者が自律的に復旧資金を確保できる状態を目指す。

発災時の迅速な被害状況把握

- ・発災時に、会員事業者の安否や被害状況を速やかに集約し、みどり市等の関係機関へ迅速に報告できる体制を事前に整える。

地域一体となった支援体制の運用

- ・外部有識者や関係機関を交えた協議会を設置・運営し、事業継続力強化支援事業の評価と継続的な見直しを行う。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

① 事業者 BCP（事業継続力強化計画等）の策定・見直し支援	年 10 者
② リスクファイナンス（損害保険・共済）の加入勧奨・見直し	年 10 者
③ 防災・減災およびサイバーセキュリティに関するセミナーの開催	年 1 回
④ 既存策定事業者へのフォローアップ（再策定・再申請）実施率	100%
⑤ 商工会職員向け専門研修会の実施	年 1 回

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

実態調査の実施

- ・市内事業者の「事業継続力強化計画」の認定状況、BCP策定の有無、具体的な防災対策の実施状況等を調査・分析する。これにより、支援が必要な事業者を特定し、実態に即した支援体制を構築する。

ニーズのデータベース化

- ・巡回指導や補助金活用時の聞き取りにより、設備・在庫の損壊リスクや資金繰りの不安など、事業者ごとの具体的なニーズを把握し、支援記録に反映させる。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

リスク認識の向上

- ・経営指導員による巡回指導時にハザードマップを活用し、事業所の立地場所に応じた浸水・土砂災害・地震等の具体的なリスクを提示する。これにより、自然災害が事業停止やサプライチェーン毀損に及ぼす影響を正しく認識させ、事前対策の重要性を周知する。

BCP策定および実行支援

- ・未策定の事業者に対し、経営資源の棚卸しを含む実効性の高い「事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）」の策定をセミナー・個別相談により指導・助言する。サイバーセキュリティ等の高度な課題には、よろず支援拠点や専門家派遣制度を活用し、外部専門家と連携して解決を図る。

リスクファイナンスの普及促進

- ・発災後の早期復旧には迅速な資金確保が不可欠であるため、水災補償等の損害保険や共済への加入状況を点検し、個々の事業実態に最適なリスク転嫁策を提案・普及啓発する。また、経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html

多角的な情報発信

- ・会報、市広報、ホームページ、リーフレット等を通じ、国の施策紹介、リスク対策の必要性、保険の概要、認定取得事業者の好事例等を継続的に紹介し、地域全体の防災意識を醸成する。

(3) フォローアップ

訓練を通じた計画の改善

- ・策定済みの事業者に対し、みどり市の防災訓練への参加を促し、訓練を通じて明らかになった課題（連絡体制の不備や想定甘さ等）を抽出する。訓練結果に基づき、最新のハザードマップ情報や経営環境を反映した計画の修正・見直しを個別指導する。

外部支援事業の活用

- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会が実施する「実効性向上支援事業」を紹介する。専門的な知見を導入することで、自社のみでは対応が困難な課題の解決や計画の質の向上を支援する。

<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>

事業継続活動の常態化

- ・ 認定の有効期限を適切に管理し、期間満了前の再申請を促す。一時的な策定にとどめず、継続的な更新を支援することで、事業継続の取組を経営の一部として定着させる。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

優良事例の横展開

- ・ 地域の防災・減災に寄与する設備投資やクラウドを活用したデータバックアップ等の好事例を広報誌等で共有し、他事業者の取組意欲を喚起する。

連携型 BCP の策定推進

- ・ 単独での対応が困難な災害に備え、事業者間での資機材の相互融通や代替生産を目的とした「連携型事業継続力強化計画」の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

組織的な支援ネットワークの構築

- ・ 管内金融機関、損害保険会社、支援機関等と連携し、普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナーの共催を推進する。また、災害被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。

支援ノウハウの共有

- ・ 群馬県商工会連合会や桐生みどり地区商工会連絡協議会との定期的な情報交換を通じて、取組状況や最新の支援手法、成功事例を共有し、地域全体の支援能力の底上げを図る。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

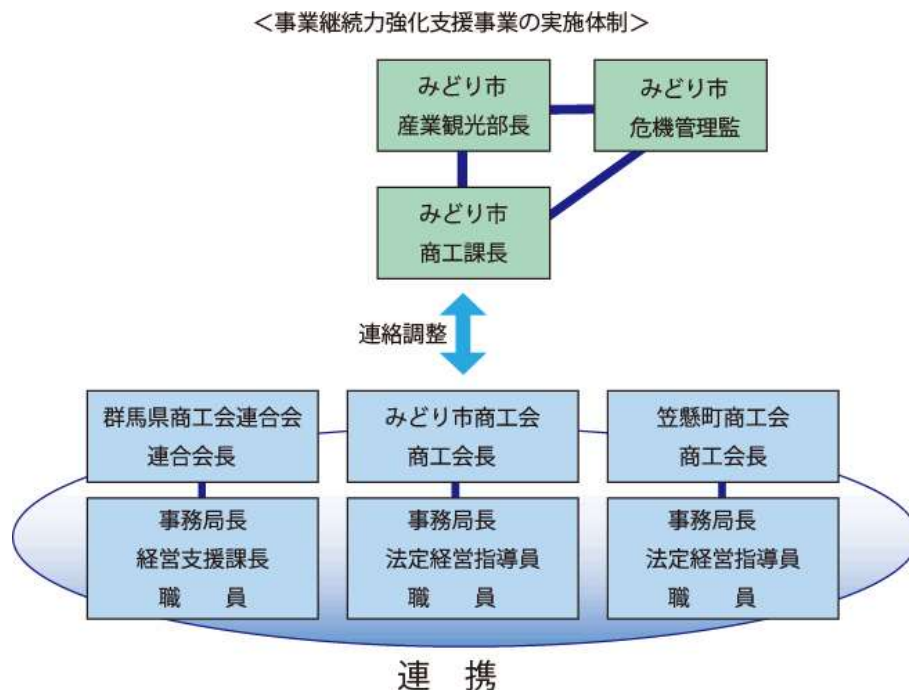
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 3 月 現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・みどり市（商工課・防災危機管理課）、みどり市商工会、笠懸町商工会で構成する「連絡協議会」を年 1 回以上開催する。本会議において、市が保有する最新のハザードマップ情報や地域防災計画を共有し、地域の実情に即した支援方針を決定する。また、認定主体である群馬県と適宜相談・調整を行い、広域的な視点を取り入れた適切な計画運用を図る。

②広域的な支援体制

- ・みどり市商工会と笠懸町商工会が共同で支援事業を実施する。両商工会が連携することで、行政区域（みどり市）全域を網羅した効率的な支援体制を構築する。具体的には、支援を統括する「広域経営指導員」を配置し、両商工会の指導ノウハウの共有や支援水準の統一・向上を図る。

③商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を「大間々・東地区（みどり市商工会管轄）」と「笠懸地区（笠懸町商工会管轄）」に分け、法定経営指導員 2 名および経営指導員 4 名による巡回指導を行う。事業所ごとに担当指導員を選定し、計画策定からフォローアップまで一貫して支援する「伴走型支援」を確立する。リスクファイナンス面では、ぐんま共済等と連携し、セミナーや個別相談を通じて損害保険への加入を強力に推進する。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員 2 名、経営指導員 4 名、事務員 4 名の計 10 名体制で、支援実績（BCP 策定数、保険加入数等）を定量的に管理する。管理データに基づき、連絡協議会（年 1 回開催）において事業効果の測定・評価を行う。評価結果は次年度の支援内容へ即座に反映させ、PDCA サイクルを確実に回すことで、計画の実効性を継続的に高める。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・商工会職員の専門性を向上させるため、防災・減災、損害保険、リスクファイナンスに関する外部研修や内部勉強会を年1回実施する。最新の災害予測や国の支援制度に関する情報を組織内で共有し、小規模事業者の環境変化に即応できる指導体制の底上げを図る。また、群馬県商工会連合会と緊密に連携し、連合会が主催する研修会への参加を通じて、他地域における効果的な支援事例や最新の支援手法を積極的に取り入れ、組織としての指導ノウハウの蓄積を図る。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

みどり市商工会 経営指導員 久保田 敏之（連絡先は後述（3）①参照）

笠懸町商工会 経営指導員 長翁 雅樹（連絡先は後述（3）①参照）

※経営指導員 久保田 敏之および長翁 雅樹は、広域経営指導員に該当する。

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 久保田 敏之および長翁 雅樹は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

みどり市商工会

〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1549

TEL 0277-73-6611 / FAX 0277-72-2588 / E-mail office@midori-sci.or.jp

笠懸町商工会

〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿 3003-1

TEL 0277-76-2507 / FAX 0277-76-7814 / E-mail office@kasakake.or.jp

②関係市町村

みどり市産業観光部商工課

〒376-0192 群馬県みどり市笠懸町阿左美 1912-1

TEL 0277-76-1938 / FAX 0277-76-9049 / E-mail shoko@city.midori.gunma.jp

(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL 027-226-3320 / FAX 027-223-7875 / E-mail sangyo@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
専門家派遣費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
セミナー開催費	300	300	300	300	300
チラシ作成費	300	300	300	300	300
協議会運営費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県補助金、エキスパートバンク制度 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。